平成２３年（フ）第２３号
石川県七尾市和倉町カ部21番地３、従前の住所石川県七尾市和倉町カ部３番地　加賀屋アスナロハウス58号
債務者　濱田紀代美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月８日午後１時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２９４号
愛知県豊田市深田町３丁目38番地３　ドミールふかだＣ203号
債務者　原　　夕子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０４号
岡山県瀬戸内市邑久町福山497番地
債務者　松田　浩揮
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９号
岡山県玉野市槌ケ原2770番地１、前住所兵庫県西宮市柳本町１番26―406号
債務者　山本　能弘
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１号
岡山市東区東平島742番地１　ハウスM110
債務者　井尻千鶴子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４０号
岡山市中区平井１丁目４番10号コーポグリーンパキラ106
債務者　土方　祐典
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２号
岡山市南区泉田321番地１フローレンス芳泉グランドアーク102号
債務者　岡村　賢治
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４３号
岡山市南区泉田321番地１フローレンス芳泉グランドアーク102号
債務者　岡村　志保
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９１号
山口県下関市垢田町１丁目７番８号　白樺荘、前住所山口県下関市垢田町５丁目12番22号
債務者　岩城フサエ
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前11時
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
東京都町田市大蔵町3122番地27
債務者　伊藤　容子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
長崎県佐世保市桜木町15番35号　セリーズ桜101、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越３丁目17番26号　エクセランカツキ401
債務者　松尾　正信
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市原分町1709番地６
債務者　村田　倉平
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
長崎県佐世保市赤崎町444番地８
債務者　谷口　利香
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市吉岡町853番地２　ワールドハイツ吉岡
債務者　近藤　千明
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市吉岡町778番地２
債務者　野見山和弘
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係